

●香川県労働委員会告示第4号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成21年5月26日認定したので、次のとおり告示する。

平成21年6月16日

香川県労働委員会

- 1 地方公営企業の名称 香川県水道局
- 2 組合の名称 全水道香川県水道労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所	職名
水道局	局長 局次長 課長 主幹 課長補佐（その職務が、労働関係に関する事務以外の事務又は技術に限られる者を除く。） 総務課の人事、給与、服務規律、予算、法規及び財産管理を担当する副主幹又は主任
県営水道事務所	所長 所次長 場長（本庁課長又はこれに相当する職以上の職にある者に限る。） 庶務課長